

## 構成員から事前にいただいた御指摘等

### ○周氏の御報告と関連して

- ・ひとり親、ふたり親を限定せず、支援制度を利用可能にしていくべき。御指摘の「すべての家庭の子どもを平等に支援 / ひとり親世帯とふたり親世帯との垣根を取り除き、『低収入・子どもあり』という枠内で同等な支援を行うべき」(資料 1 p.16) に賛同。
- ・ひとり親世帯への就業支援を強化してきた中で、「福祉から就労へ」の切り替えがあまりにも急激に分断して行われた結果、就業支援が現場で活用しづらいものになっていると感じる。就労支援を受けるということは、ただでさえ忙しいひとり親に、更に就労訓練というタスクを加えることになるため、その部分に対しての配慮が必要ではないか。
- ・現場では、看護師資格取得を目指すも高卒資格のない者に高卒認定試験の支援を実施した例、居場所型学習会で中学生の子供の食事支援や受験指導などを手厚く行うことで3人の子を育てるひとり親が高等職業訓練促進給付金等事業を受けて看護師資格できた例もある。ひとり親の自立支援と子供の養育支援・学習支援を組み合わせることで優れた支援となるのではないか。
- ・拡充して欲しい公的支援として、児童手当の増額が1位であることは重要。特に、高校進学率が100%に近づく中で、児童手当が15歳で終了するのは、生活実態と乖離しているため、高校卒業時までの児童手当の延長は、非常に重要だと考える。
- ・ふたり親の非正規雇用の者に対する就業訓練の提供は重要。リカレント教育の際に子供を扶養している場合は手当を支給する等、子供がいる親にもステップアップのモチベーションが持てるような仕組みが必要。現在行われているひとり親向けの就労支援メニューを低所得世帯のふたり親にも拡充できないか。

### ○駒村教授の御報告と関連して

- ・東京都の子供の生活実態調査(資料 2 p.32-34)含む複数の自治体調査からは、衣食住(住は水道電気ガスや電話等のライフライン含む)のベーシックニーズが満たされていない子供や家族が一定数存在することが明らかになっている。
- ・教育の重要性を感じていない保護者やネグレクト傾向のある保護者もいるため、虐待予防との連携も有効ではないか。
- ・生活保護受給の子供が「いじめ」を経験している率が非常に高い。学校にも家庭にも安心できる居場所がないのではないか。子供が安心して過ごせる居場所を安定的に運営することが重要。

## ○その他保護者の就労支援・経済的支援について

- ・保護者への就労支援、経済的支援については、子供の健やかな成長を担保するには、何よりも世帯の安定的な経済基盤を築き、維持できるよう、支援の充実強化が重要と考える。
- ・これまでも、大綱を踏まえ、施策の推進が図られてきたところであるが、特にひとり親世帯において、依然として貧困率は高い状況にあり、子育てとの両立を含めた就労機会の拡充や就労継続に対する支援が必要である。また、各世帯の生活実態を踏まえ、国において財源確保をしていただき、児童扶養手当等、経済的な給付支援策の充実が求められる。
- ・給付型の経済的支援の充実と必要な世帯に届ける施策が必要と考える。例えば、母子世帯や所得税非課税世帯への訪問支援サービスによる寄り添い支援(沖縄の支援員の例)や地域によっては車の所持を認める生活保護制度の改正、市民税のデータから就学援助制度の給付通知の発送、医療費の現物給付や500円均一化などとその受給年齢の低年齢化など。
- ・親の就労に関する不安、経済的不安は言葉にせずとも子供は感じ取るもの。実際に「家がかつかつたから進学できないかもしれない」と言う高校生もいる。しかし、実際にどの程度のお金が家にあるか、進学するためにどの程度お金がかかるのか明確に把握できず漠然と不安を抱えているのが現状。そうした漠然とした不安と学力に関する不安がかかることで、子供たちは自分たちに焦点を当てて自らの将来を思い描くことができずにいる。そのため、生活面を含め、子供の心の負担、キャリアへの影響にも配慮した支援を検討すべき。
- ・貧困対策が子供に対し効果を上げるためには、就労支援と経済的支援については、子供へのケアをはじめ子供のウェルビーイングを改善できることが必要。衣食住のベーシックニーズが満たされること、就労とするとしても低賃金・長時間労働のために子供のケアや保護者自身の心身の健康を損ねてしまうような環境ではなく、経済的支援と組み合わせて安定して子供を育む環境を創出していくことが、現在の日本の子供の貧困対策に求められている。
- ・特にシングルマザーの就業率は80%を超え(資料1 p.9)世界一高い水準にあり<sup>1)</sup>、15~64歳日本人男性全体の完全就業率(83.9%・2018年労働力調査、女性の完全就業率は69.6%)にも匹敵する。しかし同時に有業母子世帯の貧困率が先進国でも突出して高いことも指摘されており(独立行政法人労働政策研究・研修機構2012『シングルマザーの就業と経済的自立』p.1) 就業率ではなく労働時間を含む就労の質や賃金水準を改善し「ワークライフバランス型経済的自立」の度合いを高めることが、ひとり親世帯への支援策として重要と考える(独立行政法人労働政策研究・研修機構2012「政策的含意」『シングルマザーの就業と経済的自立』HP)。
- ・同時に、心身の不調や疾患に悩まされる保護者とその子供が、安心して生活を送ることができるよう現行の生活保護制度や支援制度も引き続き重視されるべき点も強調しておきたい。

- ・親の労働面では、母子家庭の採用に関し企業にインセンティブを与える母子家庭等優先雇用、母子家庭等の技能訓練の無償化、フレックスタイム制、子の看護休暇の充実、年次有給休暇の取得促進、パート従業員の定期健康診断を事業主が負担することの普及啓発等、多様な働き方が可能となる職場環境の整備などの工夫が必要であり、雇用・労働担当課との連携が必須。海外の事例のように親にとっても身近で行きやすい学校という場で就労支援を行ったり、子供の身近なところで親が訓練を受けたりするなど親の気持ちが子供から離れない工夫も必要ではないか。

---

<sup>i</sup> OECD, Family Database; Data for Chart LMF1.3.A. Employment rates for partnered mothers and single mothers, 2014 or latest available. においてスイス 86.3%、ルクセンブルグ 85.3%に匹敵する。日本の2データは同統計には記録されていない。 <http://www.oecd.org/els/family/database.htm>